

# 令和7年 第9回

## 幕別町選挙管理委員会議案

令和7年12月1日 10:00

幕別町役場 2階2D会議室

幕別町選挙管理委員会

### [審議議案一覧]

議案第33号 選挙人名簿の定時登録等について

その他

## 議案第33号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

### 別添

---

#### 【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

##### （登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

##### （登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

---

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

1 基 準 日 令和7年12月1日

2 登 録 日 令和7年12月1日

3 登録等の要件

(1) 今回登録者

ア 転 入 令和7年6月2日から令和7年9月1日までの転入

イ 出 生 平成19年9月3日から平成19年12月2日までの出生

ウ 表示登録 令和7年8月1日以降の転出

(2) 今回抹消者

ア 転 出 令和7年5月1日から令和7年7月31日までの転出

イ 死 亡 令和7年9月2日から令和7年12月1日までの死亡

(3) 今回表示者

ア 転 出 令和7年12月1日までの転出

※令和7年9月1日定時登録（前回）

基準日 令和7年9月1日

登録日 令和7年9月1日

